

第 1 条 (目的)

- 1)本契約は、「対象物件」を仕様どおりの機能を保持させることを目的とする。
- 2)前項の目的を遂行するため、甲は、乙に保守サービスを委託し、乙はこれを受託する。

第 2 条 (対象物件)

本契約の「対象物件」は、「表記」記載のとおりとする。

第 3 条 (保守サービスの範囲)

本契約に基づく乙の保守サービスの範囲は「表記」記載のとおりとする。

第 4 条 (保守サービス適用除外)

次に掲げる事項は、本契約に基づく乙の保守サービスの対象外とする。誤用、事故、改造、不適切な稼働環境、乙以外の第三者により提供されたサービスもしくは変更等乙以外の責めに帰すべき事由により生じた場合の修復または増加したサービス。

第 5 条 (保守の依頼)

1)甲が、乙に保守サービスを依頼する場合、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1)事業所の名称、連絡者名、電話番号
- (2)故障内容

2)本件に基づく乙の連絡先は「表記」のとおりとする。

第 6 条 (保守サービス作業時間及び特別保守サービス)

1)本契約に基づく、保守サービス開始日及び作業時間帯は「表記」記載のとおりとする。

2)甲が必要と認めた場合は、対象外となる日又は時間帯においても、乙は、可能な限り保守サービスを行うものとする。この場合、甲は、乙に対し甲が同意した乙所定の料金を別途支払うものとする。

3)甲は、前項以外の保守サービスを要求することができる。この場合、甲は、乙に対し、甲が同意した乙所定の料金を別途支払うものとする。

第 7 条 (報告義務)

1)乙は、前条2)項及び3)項の保守サービスを完了した場合は、乙の技術者の作業内容及び作業時間を記録した「作業報告書」を直ちに書面により甲に提出するものとする。

2)甲は、前項の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を確認し、その結果を乙に書面により通知するものとし、かかる作業完了日をもって作業実施確認日とする。

第 8 条 (契約不適合)

1)甲は、前条の作業実施確認日から起算して1年間、契約不適合が発見されたときは、乙に対してその契約不適合の修補ないしは代替品の納入を請求し、又は修補ないしは代替品の納入と共に損害賠償を請求することができる。

2. 乙は、保守の履行結果について第三者に属する知的財産権を侵害していないことを保証するものとする。甲又は甲顧客が知的財産権を侵害したとして第三者からクレームを受けた場合乙は自らの責任で甲及び甲顧客を免責せしめ、且つ、乙は履行結果について甲又は甲顧客が使用を継続できるよう第三者から権利を買取る又は使用許諾を受けるものとする。第三者からのクレームまたは履行結果が使用できなくなったことにより甲又は甲顧客に損害が生じた場合、甲は乙に対し損害賠償を請求することができる。

第 9 条 (保守料金)

本契約に基づく保守料金は、「表記」のとおりとする。消費税は別途加算され請求されるものとする。

第 10 条 (料金の請求と支払い)

1)保守料金を一括払いする場合：

甲は、保守サービス開始日月末締め翌々月末日まで（以下「支払約定日」という。）に第9条に定める保守料金及び消費税を乙の指定する銀行口座に支払うものとする。

2)保守料金を月払いする場合：

甲は、毎月末日迄に乙が完了した保守サービスにつき、当月末日に締め、翌々月末日（以下「支払約定日」という。）迄に第9条に定める保守料金及び消費税を乙の指定する銀行口座に支払うものとする。

3)特別保守料金を支払う場合：

甲は、毎月末日迄に乙が完了し作業報告書を提出した保守サービスにつき、当月末日に締め、翌々月末（以下「支払約定日」という。）迄に第6条2)項及び3)項に定める保守料金及び消費税を乙の指定する銀行口座に支払うものとする。

4)振込手数料は、甲の負担とする。

第 11 条 (遅延損害金)

甲の帰すべき事由により保守料金の全部又は一部を前条1)項及び2)項の支払約定日までに支払うことができない場合、乙は、甲に対し、支払約定日の翌日より支払いの日までの日数に応じ、保守料金のうち、支払いが行われていない料金に対し年利3%（甲乙間における本契約が下請法における下請取引となる場合、支払約定日の翌日より支払いの日まで年利14.6%）を乗じて計算した金額を遅延損害金として請求することができる。遅延損害金に1円未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てるものとする。

第 12 条 (甲の協力)

甲は、乙が保守サービスのために適時かつ安全に作業を行うことができるよう乙に対し協力するものとする。

第 13 条 (対象物件の管理)

甲は、「対象物件」を乙の承諾なしに修理、改造、移動し又はこれに他の装置を付着させたりしないものとする。ただし、通常の使用 방법에伴う装置の接続はこの限りではない。

第 14 条 (契約内容の変更)

1)契約の内容の変更が生じた場合は、甲乙協議のうえ、書面により変更できるものとする。

2)本契約期間中に「対象物件」の増設、構成の変更が生じたときは、変更内容を明記した確認書を作成し、変更することができる。なお、その際保守料金を改定する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。

第 15 条 (第三者への委託)

乙は、本契約に基づく保守サービスを第三者に再委託する場合、あらかじめ甲の承諾を得るものとし、当該第三者との間で、本契約に規定する甲の権利行使を阻害しないため、かつ、本契約に定める乙の義務履行に違反しないための特約をするものとする。

第 16 条 (機密情報)

1)本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、(1)機密と明記のうえ開示した情報、(2)口頭で機密と告げただけで開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報、及び(3)営業秘密（不正競争防止法第2条第6項の定義するもの）を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとする。

2)受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後5年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社又は「関連会社」の従業員以外には、開示又は使用させないものとする。

3)本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかげる情報には適用されない。

- (1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 独自に開発した情報
- (3) 第三者から正当に入手した情報
- (4) 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

4)受領当事者は、本契約が終了したとき又は開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還又は破棄するものとする。

5)「関連会社」とは、次の各号にかかげるものをいう。

- (1) 甲又は乙の議決権付株式又は証券の半数以上を直接又は間接に所有又は支配している法人その他の団体
- (2) 前号所定の団体が、議決権付株式又は証券の半数以上を直接又は間接に所有又は支配している団体

第 17 条 (損害賠償)

乙は、本契約解約の有無に関わらず、乙の責によって甲に発生した損害について、賠償する義務を負う。

第 18 条 (解約)

1)甲は、1ヶ月前の書面による通告により、本契約の全部又は一部を解約できるものとする。この場合において、他に特段の定めがない限り、乙は受領済み金がある場合は契約残期間に応じて未経過期間分の契約金額相当額を返金するものとする。

2)甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解約することができる。

- (1)相手方が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行なったにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
- (2)相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認められたとき
- (3)相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあるとき
- (4)前項各号のいずれかに該当したときは、甲は当然に期限の利益を失い乙に対する一切の債務をただちに現金にて乙に支払うものとする。

第 19 条 (権利義務譲渡の禁止)

乙は、あらかじめ甲の書面による承諾がない限り、本契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

第 20 条 (契約期間)

本契約の契約期間は、「表記」の1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までにいずれかの当事者が書面による解約の通知をしない限り本契約はさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

第 21 条 (存続条項および準拠法)

1)本契約が解約または終了した場合であっても、第17条（損害賠償）、第19条（権利義務譲渡の禁止）、第22条（管轄裁判所）は有効に存続するものとする。

2)本契約の解釈は、日本国法に準拠する。

第 22 条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって専属的管轄裁判所とする。

第 23 条 (協議)

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙信義誠実の原則にもとづき協議し、解決するものとする。